

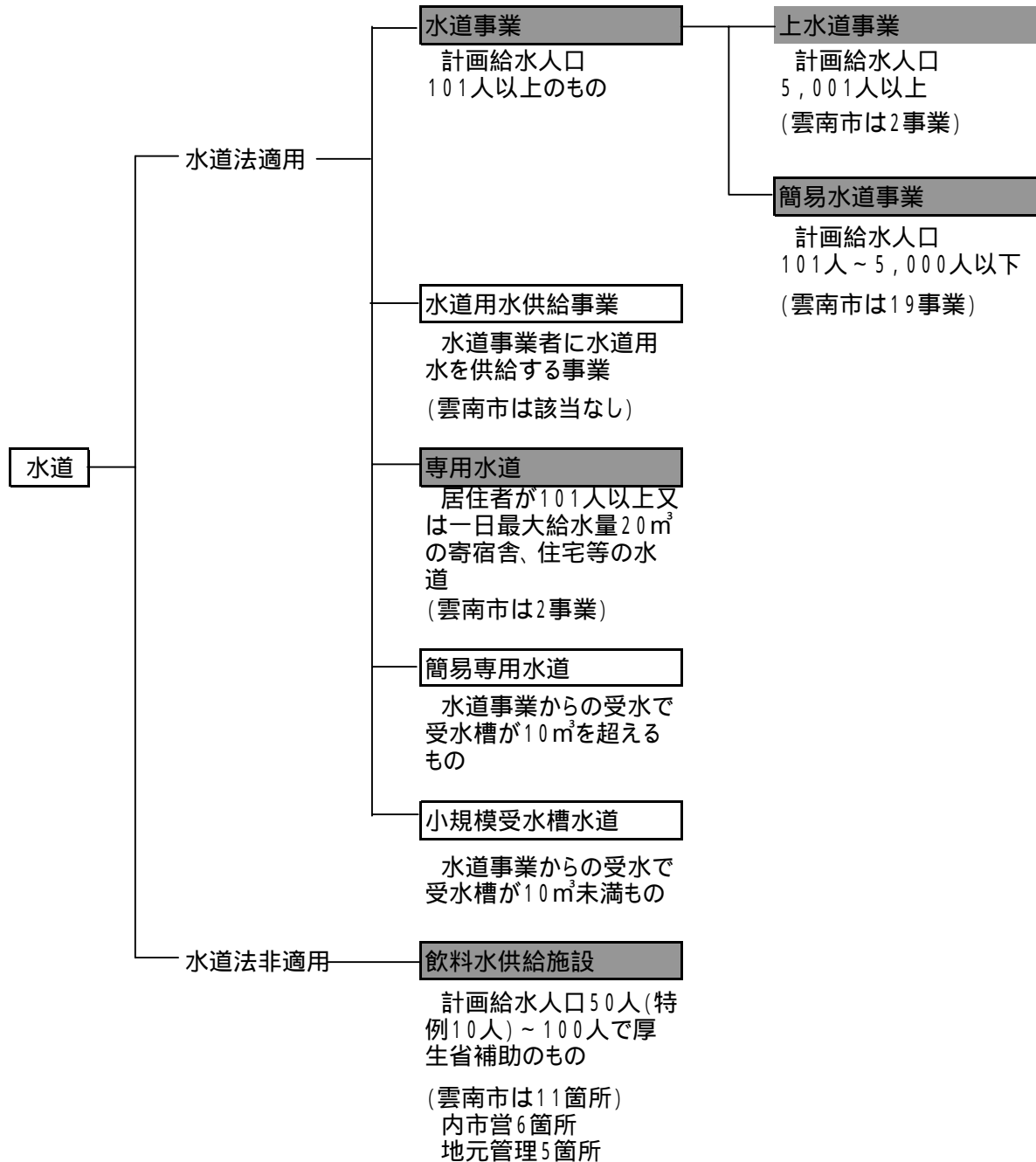
# 「水道」について

## 水道の定義

水道法第三条第1項に規定

「導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし臨時に施設されたものを除く。」

## 水道の種類



## 工業用水道

工業用水道事業法第二条第2項に規定

「工業の用に供する水(水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く)をいう。」